

就学援助制度のお知らせ



「利用してよかった」「助かった」という声が届いています。
希望される方は、ぜひ申請してください。

○就学援助とは、小中学校の子どもがいる家庭で一定の所得条件に該当する場合、学用品費や学校給食費などの一部を助成する制度です。このお知らせをお読みいただき申請してください。

1 対象となるご家庭

- お子さんが新潟市に住民登録している、または、新潟市立の小・中学校、中等教育学校に在籍しているご家庭
- 同一生計の家族全員の令和5年分の所得の合計が、市の定める基準（4ページ参照）以内のご家庭
（注） 同一生計の家族とは、同じ住居に住む方全員（住民票上世帯分離している祖父母・叔父・叔母等を含む。ただし、水回りを共用しない二世帯住宅の場合を除く）をいい、単身赴任中の保護者等も含まれます。
なお、お住まいが二世帯住宅等の場合、それぞれの世帯の同月の光熱水費の明細等を提出していただくことで、別生計として世帯員から除いて審査することが可能です。

2 申請書について **申請書はお子さん1人につき1枚必要です**

《昨年度、就学援助を受けていない方》

小学校1年生には申請書を全員に配付します。

小学校2年生から中学校3年生で申請を希望される方は、学校に申し出て申請書を受け取っていただくか、市ホームページよりダウンロードしてください。

《昨年度、就学援助を受けていた方》

住所・氏名・口座などが印刷された申請書を学校から配付します。

印刷された内容に変更がある場合は、訂正をお願いします。

（注1）小学校1年生には未記入の申請書を全員に配付しますが、昨年度、就学援助の「新入学児童学用品費」の支給を受けた方には住所・氏名などが印刷された申請書も配付しますので、印刷されたもので申請してください。

（注2）昨年度の申請時期などによっては、印刷された申請書が配付されない場合があります。その場合は、学校に申し出て申請書を受け取っていただくか、ホームページより申請書をダウンロードしてください。

3 申請期限について **就学援助の申請は毎年必要です**

申請書を**4月19日（金）までにお子さんの通う学校へ提出**してください。

※4月19日を過ぎても申請書は随時受け付けますが、申請をした月から対象となります。申請した月より前の月の分は対象となりませんので、お早目に申請をお願いします。

4 所得・家族状況等の確認

就学援助の審査に必要な範囲で、同一生計の家族全員の令和5年分の所得状況、及び住民基本台帳を新潟市教育委員会が確認します。

令和5年分の所得の申告をしていない方は、所得状況の確認ができませんので、所得の申告が必要です。申告については市民税課にお問合せください。

また、令和6年1月1日現在、新潟市に住所がない方は所得状況の確認ができませんので、申請書提出後、住所があった市町村から**令和6年度の所得証明書（令和5年1月1日から令和5年12月31日までの所得の証明書）**の交付を受け、学校または教育委員会学務課へ提出してください。

※令和6年度所得証明書は、概ね6月から発行されます。詳しくは各市町村へお問合せください。

5 結果のお知らせ

4・5月に申請された方には、「審査結果通知書」を7月下旬に郵送します。6月以降に申請された方には、9月以降順次郵送します。

6 支給階層区分

同一生計の家族全員の合計所得に応じて、以下の4つの階層に区分し、階層ごとに支給率を設けています。就学援助費は、各対象費目の金額に支給率を乗じて支給されます。

支給階層区分（医療費免除を除く）

階層区分	所得の範囲	支給率
第1階層	就学援助認定基準額×1.0倍以下	100%
第2階層	就学援助認定基準額×1.0倍超～1.1倍以下	75%
第3階層	就学援助認定基準額×1.1倍超～1.2倍以下	50%
第4階層	就学援助認定基準額×1.2倍超～1.3倍以下	25%
援助対象外	就学援助認定基準額×1.3倍超	—

7 所得が新潟市の定める基準を超えた方

同一生計の家族全員の所得の合計が新潟市の定める基準を超えていても、保護者が以下の①～⑧のいずれかに該当する場合は第4階層（25%支給）で就学援助を受けることができます。

上記5の「審査結果通知書」で援助対象外と通知された方で、以下のいずれかに該当している場合は、該当していることが分かる証明を学校または教育委員会学務課へご提出ください。

- ① 障がい者、ひとり親、寡婦により市民税が非課税となっている方
- ② 災害などで市民税の減免を受けている方
- ③ 個人の事業税の減免を受けている方
- ④ 災害などで固定資産税の減免を受けている方（新築による軽減とは異なる）
- ⑤ 国民年金の保険料の免除を受けている方
- ⑥ 国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予を受けている方
- ⑦ 児童扶養手当の支給を受けている方（児童手当、特別児童扶養手当とは異なる）
- ⑧ 生活福祉資金による貸付を受けている方

8 支給方法

- (1) 就学援助費の支給は、保護者口座へ振り込む方法を基本としています。
- (2) 委任状により、学校長口座へ振り込む方法もありますので、学校にご相談ください。
- (3) **学校納付金に滞納がある場合は、学校長口座に振り込むことがあります**

◎ 対象となるもの

対象費目	説明	支給基本額		支給時期
		小学校	中学校 中等教育学校前期課程	
学用品費	ノート・えんぴつ等の購入費	1年 (合算額) 8月 8,618円	1年 (合算額) 8月 16,188円	8月(4～8月分) 1月(9～12月分) 3月(1～3月分)
通学用品費	通学に必要な靴・傘等の購入費	1月 6,893円 3月 5,169円 計 20,680円	1月 12,950円 3月 9,712円 計 38,850円	
校外活動費 (宿泊なし)	遠足・写生会等にかかる交通費・見学科	2～6年	2～3年	
P T A 会費	小中学校のPTA会費	8月 9,563円	8月 17,134円	
生徒会費	中学校の生徒会費	1月 7,650円 3月 5,737円 計 22,950円	1月 13,707円 3月 10,279円 計 41,120円	
市独自制度 奨励費	学用品費の上乗せ			
卒業アルバム代	卒業アルバム作成に係る費用等 ※卒業学年の児童生徒が支給対象	8月 4,583円 1月 3,667円 3月 2,750円 計 11,000円	8月 3,667円 1月 2,933円 3月 2,200円 計 8,800円	8月(4～8月分) 1月(9～12月分) 3月(1～3月分)
新入学 学用品費等	中学校入学の際に必要なカバン等の購入費	63,000円 ※2月時点で認定されている小学6年生が対象		3月
修学旅行費	修学旅行の参加に必要な交通費・宿泊費・見学科等	実費額(参加者のみ) ※積立額の全額ではありません		8月か1月か3月 ※学校での精算終了後のいずれかの月
校外活動費 (宿泊あり)	野外活動等泊りがけ行事にかかる交通費等	3,690円を限度とした実費額(参加者のみ)	6,210円を限度とした実費額(参加者のみ)	1月か3月 ※学校での精算終了後のいずれかの月
学校給食費	学校給食にかかる食料料費等 (中学校のスクールランチも対象)	実費額 (牛乳代を含む) ※弁当持参の場合は、対象外です		8月(4～7月分) 1月(8～12月分) 3月(1～3月分)

※学用品費等について、5月以降に認定を受けた方には認定月以降の対象月数で月割り支給します。

※修学旅行費、校外活動費(宿泊あり)は認定を受けた期間に参加した方だけに支給します。

※支給階層区分に応じて、上記の金額に支給率(100%・75%・50%・25%)を乗じた額を支給します。

※上記の費用に係る領収書等を提出していただく必要はありません。

◎ 支払いが免除されるもの

対象費目	免除内訳	注意事項
医療費	学校保健安全法で定められた以下の疾病の治療費 (1) 歯科・・・う歯(むし歯) (2) 眼科・・・トラコーマ、結膜炎(アレルギー性結膜炎は除く) (3) 皮膚科・・・白癬、疥癬、膿疱疹(とびひ) (4) 耳鼻咽喉科・・・中耳炎、アデノイド、慢性副鼻腔炎 (5) 内科・・・寄生虫病 ※上記疾病以外の治療費は免除の対象になりません	※各学校が発行する「医療券」を必ず持参のうえ、医療機関を受診します。 ※「医療券」は、あらかじめ学校に申し出て発行してもらいます(必要な方は学校へお問合せください)。 ※「医療券」を持参せずに治療した場合は、原則免除されません。 ※就学援助の認定結果が出る7月下旬より前でも「医療券」を発行することはできませんが、該当しなかった場合の医療費は、さかのぼって各自で医療機関へお支払いください。
日本スポーツ振興センター	共済掛金の保護者負担額 460円	4月認定、5月認定の方のみが免除の対象となります。

新潟市立以外の学校に通うお子さんについては、給食費、医療費及び日本スポーツ振興センター共済掛金は援助の対象となりません。

◎ 新潟市の定める所得基準（家族構成と所得制限の例）

※下の表は、あくまで一例です。所得制限は、家族構成、年齢、家賃額などによって異なります。申請はどなたでも自由にいただけますので、下の例に当てはまらず認定となるか分からなくても、申請をしていただければ教育委員会で審査いたします。

家族数	家族構成	支給 階層区分	所得制限額	
			持ち家の場合	借家の場合
6人	父・母 30代 小学1年 4歳児 祖父・母 60代	第4階層	406万円程度	478万円程度
		第3階層	375万円程度	441万円程度
		第2階層	344万円程度	405万円程度
		第1階層	312万円程度	368万円程度
5人	父・母 40代 中学1年 小学4年 小学1年	第4階層	407万円程度	479万円程度
		第3階層	376万円程度	442万円程度
		第2階層	344万円程度	405万円程度
		第1階層	313万円程度	368万円程度
	父・母 30代 小学4年 小学1年 4歳児	第4階層	368万円程度	440万円程度
		第3階層	340万円程度	406万円程度
		第2階層	311万円程度	372万円程度
		第1階層	283万円程度	339万円程度
4人	父・母 40代 中学1年 小学4年	第4階層	343万円程度	415万円程度
		第3階層	317万円程度	383万円程度
		第2階層	290万円程度	352万円程度
		第1階層	264万円程度	320万円程度
	父・母 30代 小学1年 4歳児	第4階層	305万円程度	377万円程度
		第3階層	281万円程度	348万円程度
		第2階層	258万円程度	319万円程度
		第1階層	234万円程度	290万円程度
3人	父・母 30代 小学1年	第4階層	264万円程度	336万円程度
		第3階層	243万円程度	310万円程度
		第2階層	223万円程度	284万円程度
		第1階層	203万円程度	258万円程度
2人	父または母 30代 小学1年	第4階層	232万円程度	305万円程度
		第3階層	215万円程度	281万円程度
		第2階層	197万円程度	258万円程度
		第1階層	179万円程度	234万円程度

※第4階層…25%支給、第3階層…50%支給、第2階層…75%支給、第1階層…100%支給
（支給階層区分について詳しくは2ページをご覧ください。）

【税制改正による給与所得控除額の変更への対応について】

税制改正により、令和2年分以降、所得額の算定に用いる給与所得控除額が変更となりました。令和6年度就学援助の審査に用いる所得額については、改正により認定結果に影響が及ばないよう、改正前の控除額を用いて所得額を算出し、審査を行います。

◎ 申請にあたってのお願いと注意事項 ※必ずお読みください

○申請書の記入について

- ・申請日現在で記入してください。
- ・申請書は児童生徒1人につき1枚提出が必要です。兄弟姉妹分の提出が遅れた場合、提出済みの兄弟姉妹分の認定月まで遡って認定することはできません。
- ・申請書の記入内容に不備があった場合は、学校を通じて申請書を返却し、再提出をお願いする場合があります。再提出が遅れると審査に遅れが生じますので、6ページの記入例をよくお読みのうえ、お間違えのないよう申請書の記入をお願いいたします。
- ・この制度は同一生計の家族全員（単身赴任中の保護者を含む）の所得状況で審査します。世帯分離している場合でも、同居している場合は祖父母、叔父・叔母等も必ず記入してください。同一生計の家族の記入漏れなど、申請内容に誤り等があり審査結果が変更となる場合、支給済みの就学援助費を返還いただくこととなります。

○振込先口座について

- ・なるべく学校納付金と同じ口座で申請してください。
- ・児童生徒名義の口座には振り込みできません。

○学校納付金について

- ・就学援助費の支給月（年3回）と学校納付金の徴収月が異なります。
学校納付金は、認定後も引き続き保護者様口座から引き落としされます。

○「就学援助費変更届」について

- ・申請後に、住所の変更、家族数の増減、転校など申請内容に変更があった場合は、「就学援助費変更届」の用紙を学校に申し出て受け取り、必要事項を記入し、速やかに学校へ提出してください。

○生活保護世帯について

- ・生活保護を受けているご家庭は、生活保護費より教育に関する援助費が支給されている為、就学援助制度はご利用できません。ただし、修学旅行費については、修学旅行実施後に就学援助制度より支給いたします。手続きについては学校より案内があります。
- ・申請をしてから生活保護を受け始めた場合は教育委員会学務課へ申し出てください。就学援助と生活保護を重複して受けていることが分かった場合は、支給済みの就学援助費を返還いただくこととなります。

《 お問い合わせ先 》

新潟市教育委員会
学務課 電話 025-226-3168（直通）

※ 医療費（医療券）については
保健給食課 電話 025-226-3206（直通）



《記入例》
色付きの箇所について記入してください。

【注意】申請書はお子さん1人につき1枚必要です。

令和 6 年度就学援助申請書
(記入日) 令和 6 年 〇 月 〇 日

学校 信濃小 1 年 1 組
児童・生徒氏名 新潟 夏子
児童・生徒コード

未記入の申請書の場合は、学校名・学年・組・児童生徒氏名の記載省略可。印刷されている場合は、内容を確認し、変更がある場合は訂正してください。

(あて先) 新潟市教育委員会

下記の児童・生徒について就学援助を受けたいので、下記の事項に同意のうえ申請します。
 ・就学援助の審査に必要な同一生計の家族全員の所得状況資料、及び住民基本台帳を新潟市教育委員会が利用することに同意します。
 ・援助費の支給については、下記の口座へ振込を希望します。
 ・学校納付金に滞納が生じた場合は、校長口座へ振替えることに同意します。

ひとり親家庭に該当する場合は、「〇」を記入
 ※離婚協議中、父母の一方が単身赴任中などの場合は該当しません。
 ※継続申請で、婚姻により該当しなくなった場合は、印刷された「〇」を横線で消してください。

申請者氏名(保護者)	フリガナ(姓)	(名)	日中連絡のつく連絡先 ※携帯可	ひとり親家庭
	ニイガタ	タロウ	〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	漢字(姓)	(名)		
	新潟	太郎		

住所 〒 951-8131 951-8554 中央区古町通7番町1010番地
新潟市 中央区白山浦1丁目425番地7
住 持家(親族の持家を含む) 賃 (駐車場代・共益費等は除く)
形態 貝貝 (社宅・寮等含む) 円

振込先口座 なるべく学校費引き落としに使用している口座を記入してください。 普通預金口座番号(右詰め記入)

〇〇銀行 △△支店 カタカナ(姓) ニイガタ タロウ 0 1 2 3 4 5 6

申請の対象であるお子さんの情報を記入してください。
※申請書はお子さん1人につき1枚必要です。

①	学校名	信濃小	学校	1 年 1 組
	氏名	生年月日		
	フリガナ(姓)	(名)	平成	29 12 17
	ニイガタ	ナツコ		
	漢字(姓)	(名)		
	新潟	夏子		

上欄で記入したお子さん以外で小・中学校に就学しているお子さんの情報を記入してください。
※未就学のお子さんは③欄に記入してください。

フリガナ(姓)	(名)	平成	年	月	日	学年
1	ニイガタ	ハルオ	22	4	4	信濃中 学校 2
2	ニイガタ	アキコ	26	9	1	信濃小 学校 4
3						学校
4						学校
5						学校

①②欄に記入した小・中学生のお子さんを除く同一生計の家族全員の情報を記入してください。
※単身赴任者や住民票上の世帯分離者を含む

申請者	ニイガタ	タロウ	47 年 9 月 24 日
2	ニイガタ	ハナコ	49 年 7 月 7 日
3	ニイガタ	イチロウ	14 年 5 月 26 日
4	ニイガタ	サクラ	15 年 8 月 1 日
5	ニイガタ	フユミ	3 年 2 月 2 日

・同一生計の家族全員(単身赴任中の保護者を含む)での審査になります。住民票上で世帯分離している祖父母、叔父・叔母等も忘れずに記入してください。
 ・昨年度も援助を受けていた方で、家族が増えた場合は追記し、減った場合は横線で抹消してください。

員記入してください。
備考

教育委員会記載欄